



# 長野県報

9月17日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2101号

## 目 次

### 規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（食品・生活衛生課）	2
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	6
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	7

### 告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	7
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康づくり支援課）	7
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康づくり支援課）	7
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	9
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	9

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	10
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	10
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課）	11
家畜伝染病発生の届出（2件）（園芸畜産課）	11
特定調達契約に係る一般競争入札（病院事業局）	11
一般競争入札（病院事業局）	13
一般競争入札（医療政策課）	13
一般競争入札（高校教育課）	14

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第38号**

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第33の食品・生活衛生課の項中

狂犬病予防員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する狂犬病予防員の職務
--------	------------------------------------

を

狂犬病予防員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する狂犬病予防員の職務
動物愛護管理員	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条第1項及び第33条第1項並びに動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）第21条第1項に規定する職務

に改める。

別表第36の保健福祉事務所の項及び保健所の項中

動物愛護管理技師	狂犬病予防法第6条第2項に規定する狂犬病予防技術員の職務
----------	------------------------------

を

動物愛護管理技師	狂犬病予防法第6条第2項に規定する狂犬病予防技術員の職務
動物愛護管理員	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項及び第33条第1項並びに動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項に規定する職務

に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第39号**

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の16の(10)のウを削り、同(11)に次の事項を加える。

エ 動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）の規定に基づく次の事項

(7) 第9条第1項の規定による多頭飼養の届出の受理

(イ) 第10条第1項の規定による変更の届出の受理

(ウ) 第10条第2項の規定による変更の届出の受理

(エ) 第11条第1項の規定による指導及び助言

(オ) 第11条第2項の規定による引き取る日時その他必要な事項の指定

(カ) 第12条第1項の規定による野犬等を捕獲及び収容する者の指定並びに野犬等の捕獲及び収容

(キ) 第13条の規定による治療その他必要な措置

(ク) 第14条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

(ケ) 第14条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による野犬等の処分

(コ) 第15条の規定による動物の譲渡

(サ) 第16条第1項の規定による野犬等の駆除

(シ) 第16条第2項の規定による住民に対する周知

(ス) 第18条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による発生した事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理

(セ) 第18条第2項の規定による獣医師の指定

(リ) 第20条の規定による飼い主に対する措置命令

(タ) 第21条第1項の規定による立入検査等

別表第3の5中「並びにウ、」を「、ウ並びにエの(イ)及び(タ)、」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

行政改革課

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布します。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第40号**

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

**(趣旨)**

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**(飼い犬がいる旨の標示)**

第2条 条例第7条第3号の飼い犬がいる旨の標示は、様式第1号によるものとする。

（多頭飼養の届出をしなければならない飼い主から除かれる者）

第3条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者

(2) 長野県

（多頭飼養の届出）

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、多頭飼養届出書

(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、犬又はねこの種類とする。

(変更の届出)

第5条 条例第10条第1項及び第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 条例第9条第1項第3号に掲げる事項の変更(その変更後の飼養数が同項の規定により届け出られた飼養数(条例第10条第1項の規定による変更の届出があった場合は、その変更後の飼養数)よりも30パーセント以上増加することとなる場合の変更を除く。)

(2) 前条第2項に定める事項の変更(前号に規定する飼養数の増加を伴う場合の変更を除く。)

(野犬等の捕獲に従事する職員等の身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する職員等の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(野犬等の駆除の方法)

第7条 条例第16条第1項の規定による駆除は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に薬物入りのえさを置くことにより行うものとする。

2 前項の場合においては、当該薬物入りのえさを置いた場所を監視し、かつ、駆除の時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収しなければならない。

3 第1項の薬物入りのえさには、薬物入りの旨を表示した紙片等を添えなければならない。

(野犬等を駆除する旨の周知の方法)

第8条 条例第16条第2項の規定による周知は、駆除を行う区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの状態について、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 駆除を行う区域内及びその付近の住民に対し、印刷物を配布し、又は回覧すること。

(2) 駆除を行う区域内及びその付近において、住民の見やすい場所に掲示すること。

(3) 放送その他適切な方法によって広報すること。

2 前項第1号の規定による配布又は回覧は、駆除開始の日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は、駆除開始の日の3日前から駆除終了の日まで、同項第3号の規定による広報は、駆除開始の日の3日前から駆除開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、野犬等による人の生命又は身体に対する侵害が発生し、直ちに野犬等を駆除する必要があると知事が認めるときは、条例第16条第2項の規定による周知は、駆除の当日の適切な広報活動により行うものとする。

(事故届出書)

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定動物事故届出書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項において準用する同条第1項の規定による届出は、<sup>こう</sup>飼い犬咬傷事故届出書(様式第6号)により行うものとする。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第10条 条例第21条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、

様式第7号によるものとする。

(費用の負担)

第11条 条例第23条の規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽につき1日当たり700円

(2) 返還に要する費用 1件につき3,500円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(飼犬管理条例施行規則の廃止)

2 飼犬管理条例施行規則(昭和42年長野県規則第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の飼犬管理条例施行規則様式第1号による標示は、様式第1号による標示がされるまでの間は、同様式による標示とみなす。

(様式第1号)(第2条関係)



(様式第2号)(第4条関係)

## 多頭飼養届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

飼養施設の設置場所				
飼養数	犬 頭 ねこ 匹			
種類				
飼養施設の概要	延床面積	<input type="text"/> m <sup>2</sup>		
	敷地面積	<input type="text"/> m <sup>2</sup>		
	設備の種類	<input type="checkbox"/> さく <input type="checkbox"/> おり <input type="checkbox"/> 鎖等 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。  
 2 屋内飼養の場合は、「敷地面積」欄は、記載を要しない。  
 3 「設備の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的な内容を記入すること。  
 4 飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付すること。

(様式第3号)(第5条関係)

## 多頭飼養変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 多頭飼養の届出年月日

2 飼養施設の設置場所

3 変更年月日

4 変更の内容

変更事項	変更後
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
飼養数	犬 頭 ねこ 匹
種類	

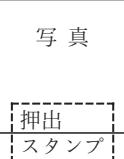
(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第4号)(第6条関係)

(表)

第 号

動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項の規定による野犬等の捕獲に従事する職員等の身分証明書



写 真

押出

スタンプ

所 属 (住所)

職 名

氏 名

年 月 日 生

年 月 日 交 付

年 月 日 限 有 効

長野県知事

印

(様式第5号)(第9条関係)

特定動物事故届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
害を加えた特定動物	種類		数	
	識別番号			
	特徴			
事故の状況	発生日時	年 月 日 時 分		
	発生場所			
	事故の内容			
	過去における事故の有無	有・無		
被害者	住所			
	氏名		性別	男・女 年齢
講じた措置の概要				

(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第6号)(第9条関係)

飼い犬咬傷事故届出書

年月日

長野県知事

殿

届出者住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名<sup>印</sup>

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	種類		性別		年齢	
かんだ 飼い犬	毛色		名前		体格	大・中・小
	登録・狂犬病予防注射	鑑札 注射済票	：有(市町村 年度第)	第	号)	・無
	発生日時		年月日時分			
咬傷事故の状況	発生場所					
	事故のときの係留の有無		有・無			
	事故の内容					
	過去における事故の有無		有・無			
被害者	住所					
	氏名		性別	男・女	年齢	
講じた措置の概要						

(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第7号)(第10条関係)

(表)

第 号

動物の愛護及び管理に関する条例第21条第2項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

所 属  
職 名  
氏 名年月日生  
年月日交付  
年月日限り有効

長野県知事

印

(裏)

動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋 (報告徴収及び立入検査)
第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (罰則)
第26条 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

食品・生活衛生課

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

## 長野県規則第41号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和27年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「500円」を「700円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,500円」に改める。

第5条を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の狂犬病予防法施行細則第4条第1号の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る飼養管理費について適用し、同日前の期間に係る飼養管理費については、なお従前の例による。

食品・生活衛生課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年9月17日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

#### 長野県公安委員会規則第10号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「こと」の次に「（子ども・女性安全対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 生活安全企画課に、子どもの生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防に関する事務をつかさどらせるため、子ども・女性安全対策室を付置する。

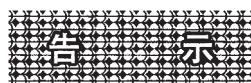
別表第4の地域安全推進室の項の次に次のように加える。

子ども・女性安全対策室	室長	警視又は職員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------------	----	--------	------------------

#### 附 則

この規則は、平成21年9月25日から施行する。

警務課



#### 長野県告示第457号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
訪問看護ステーション かるいざわ	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2375-1	平成21年 9月1日

健康づくり支援課

#### 長野県告示第458号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ノリ薬局 上田市蒼久保1525-6	ノリ薬局 上田市芳田字太田1903	平成21年7月31日 - 2

健康づくり支援課

#### 長野県告示第459号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁  
医療機関の名称 所 在 地 辞退予告期間  
終了年月日

城南調剤薬局	下高井郡木島平村往郷2914-3	平成21年5月31日
--------	------------------	------------

健康づくり支援課

#### 長野県告示第460号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年9月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上田市浦野字入馬越568の7、569の10、569の11、字寺山577の10から577の12まで、字中馬越582の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

森林づくり推進課